

9 児童処遇（保育業務） について

～認定こども園～

全園共通事項

全園共通

幼保連携型認定こども園

保育所型認定こども園

幼稚園型認定こども園

種別によって異なる事項

認定こども園における 教育・保育について

幼保連携型認定こども園

→ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育を運営してください。

幼稚園型認定こども園

保育所型認定こども園

→ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、
幼稚園型認定こども園は「幼稚園教育要領」、
保育所型認定こども園は「保育所保育指針」
に基づいて教育・保育を運営してください。

認定こども園における 計画について

全園共通

作成が求められる計画

■ 全体的な計画

■ 長期指導計画（年間・期・月）

■ 短期指導計画（週・日）

※長期指導計画と短期指導計画2種類の作成が必要で、長期指導計画と短期指導計画が少なくとも一つずつ作成されていればよい。

■ 3歳未満児個別指導計画

■ 障がい児個別指導計画

■ 保健計画（学校保健計画）

■ 安全計画（学校安全計画）

■ 研修計画

※（ ）内は幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園

事故発生の防止及び 発生時の対応について

全園共通

札幌市子ども・子育て支援法施行条例第33条において、事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための**指針を整備すること**とされています。

(1) 事故防止のマニュアル

事故防止マニュアル内に重大事故が起こりやすい下記**5項目**を記載すること。

①睡眠中 ②プール・水遊び ③誤嚥(食事中) ④誤嚥(玩具・小物類) ⑤アレルギー児の誤食

(2) 事故発生時のマニュアル

事故発生時の対応の流れや緊急時の対応体制を盛り込むこと。

下記資料を参考に各施設の実情に応じた具体的な指針（マニュアル）を策定してください。

<資料> **9-1** 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】

9-2 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故発生時の対応】

9-3 新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について（札幌市通知）

9-4 睡眠中の死亡事故を防ぐために

園児の見落とし等の発生防止について

マニュアル内に園児の見落とし等防止の対策と行方不明になった場合の対応について記載することを推奨しています。

※万が一に備え、園児が行方不明になってしまった場合の対応について各園で確認をしておくことが大切です。園児の見落とし事故は園外だけとは限りません。

園内外で事故防止の取組や事故発生時の対応を確認、書面化して共有することを推奨しています。

- <資料> **9-5** 「保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設における安全管理の徹底について」（札幌市通知）
9-6 「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（厚生労働省・内閣府事務連絡）

※施設で、園児の見落とし、置き去り等一時的に行方不明となる事故が起きた際には、指導担当係（TEL211-2985）への報告をお願いします。

事故の報告について

全園共通

(1)事故が発生した場合には、速やかに札幌市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっています。

事故報告が必要となる事案：①死亡事故
②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
③治療に30日以上要する事故



事故発生



●病院受診し治療にかかる期間が
30日以上と診断



原則、発生当日に報告が必要
子ども未来局保育推進課
指導担当係へ(211-2985)

(2)事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録すること。

事故発生時の状況から、完治までの一連の対応を記録することを推奨しています。

<資料> 9・7 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（札幌市通知）

事故発生の防止及び 発生時の対応について

全園共通

<その他資料>

- 9-8** 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの制定について（札幌市通知）
- 9-9** 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）
- 9-10** 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）

虐待等に関する対応について

●施設における虐待等の未然防止について

- ・「各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと」や「子どもの人権・人格を尊重する意識を共有すること」が重要となります。

<資料>

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」～「子どもを尊重する保育」のために～（全国保育士会） <https://z-hoikushikai.com/new/new.php?id=32>

9-11 保育所等における不適切な事案を踏まえた今後の対策について（札幌市通知）
保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁）

●札幌市への相談

- ・虐待等や虐待等と疑われる事案（不適切な保育）であると施設として確認した場合には、状況を正確に把握した上で、指導担当係（TEL211-2985）まで報告をお願いします。

健康管理について

教育・保育施設等は、乳幼児が集団で長時間生活をともにする場であることから、各園で園児の健康管理に努める必要があります。

こども家庭庁HP 「保育所における感染症対策ガイドライン」
※下記からダウンロードしてください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

<資料> **9-12、13** 医師の意見書、保護者の登園届（札幌市乳幼児園医協議会）
9-14 与薬依頼票
9-15 アタマジラミ対策の手引き

健康診断について

幼保連携型認定こども園

- 入園時の健康診断

入所日時点で満2歳未満の園児が対象（札幌市の所定の様式を使用する）

- 毎年度2回の定期健康診断の実施（1回目を6月30日までにを行う）

保育所型認定こども園

- 入園時の健康診断

入所日時点で満2歳未満の園児が対象（札幌市の所定の様式を使用する）

- 毎年度2回の定期健康診断の実施

幼稚園型認定こども園

- 毎年度1回の定期健康診断の実施（6月30日までにを行う）

要録について

それぞれの参考資料を参考に、各種要録の作成をしてください。

幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園園児指導要録の作成

<資料> 9-16 幼保連携型認定こども園園児指導要録及び認定こども園こども要録について

保育所型認定こども園 認定こども園こども要録の作成(札幌市保育所児童保育要録の作成も可)

<資料> 9-16 幼保連携型認定こども園園児指導要録及び認定こども園こども要録について
9-17 札幌市保育児童保育要録「記載の手引」

幼稚園型認定こども園 認定こども園こども要録の作成(幼稚園幼児指導要録の作成も可)

<資料> 9-16 幼保連携型認定こども園園児指導要録及び認定こども園こども要録について

全園共通

<資料> 9-18 指導要録等の原本の電子保存による事務の情報化の推進について

転園時の園児の記録について

幼保連携型認定こども園からの転園

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
第30条

幼稚園型認定こども園からの転園

※学校教育法施行規則
第24条

転園先に園で作成した要録の写しを送付する必要があります。

保育所からの転園

※ <資料> 9-19 児童の転園の際の転園元から転園先への情報提供について(厚労省事務連絡)

児童の育ち等に関する記録について、保護者の同意を得た上で転園先に送付いただくことが望ましいとされています。